

5 海女文化の文化財指定に向けた取組について

1 海女文化の現状

(1) 概要

- ・ 鳥羽・志摩地域における女性による素潜り漁(海女漁)は、日本と韓国にみられる貴重な習俗であり、日本の約2,000人の海女の半数が鳥羽・志摩地域で従事しています。
- ・ 海女漁により漁獲された魚貝類は伊勢神宮への熨斗^{のし}鮔^{あわび}(鳥羽市国崎)として奉納する他、豊漁や安全を祈願する「しろんご祭り」(鳥羽市菅島)においても海女が重要な役割を果たす等、独自の文化を有しています。
- ・ また、海女文化は観光資源のひとつとして活用されています。

(2) 課題

- ・ 近年の生活様式の変化等に伴い、海女の高齢化や後継者不足により、従事者が減少するとともに、海女漁の伝統的な技術等に変容がみられます。
- ・ これまで、海女漁を文化財として把握することは行われてきておらず、国・県・市の文化財指定となっていません。

(3) 地域の取組状況

- ・ 鳥羽・志摩地域では、海女文化の伝統を守りながら、地域と漁業の持続的な再生や発展に努めているところです。
- ・ また、鳥羽市・志摩市・県関係部局が参加する「海女振興協議会」が平成24年6月4日に発足し、海女文化を貴重な地域資源と位置づけ、韓国や日本各地の海女との交流・情報発信、観光振興や漁業振興等に向けた取組を進めているところです。

<海女振興協議会の構成員>

県関係部局(教育委員会事務局、農林水産部、観光・国際局、南部地域活性化局)、鳥羽市、志摩市、海の博物館、三重大学、地元漁協代表者、海女漁従事者 等

2 本県の取組状況

(1) 「海女保存会」の設立について

- ・文化財指定にあたっては、文化財として保存継承をしていくための、保護団体の設立が必要となります。
- ・県教育委員会は、鳥羽市教育委員会・志摩市教育委員会と保護団体の設立に向けて、平成24年度から設立準備会を計8回実施し、準備を進めてきました。
- ・平成25年5月18日に、海女漁の従事者が中心となる「鳥羽海女保存会」と「志摩海女保存会」、これらの連合組織である「海女保存会」を新たに設立したところです。
- ・また、5月18日同日には、海女18名を含む32名の参加を得て、保存会の設立式が県志摩庁舎で行われ、海女保存会の会長に三橋まゆみ氏（海女、志摩市和具）、副会長に上村照美氏（海女、鳥羽市相差）が選出されました。
- ・こうしたことから、「海女保存会」が、海女文化の価値の周知、海女漁技術の保存・継承等に向けて取り組んでいくこととなります。

<海女保存会の構成>

海女漁従事者、漁業協同組合代表者、有識者、鳥羽市・志摩市教育委員会、三重県教育委員会

<海女保存会の会員数>

鳥羽海女保存会311名、志摩海女保存会248名、あわせて海女保存会559名（平成25年5月18日現在）

(2) 民俗文化財調査について

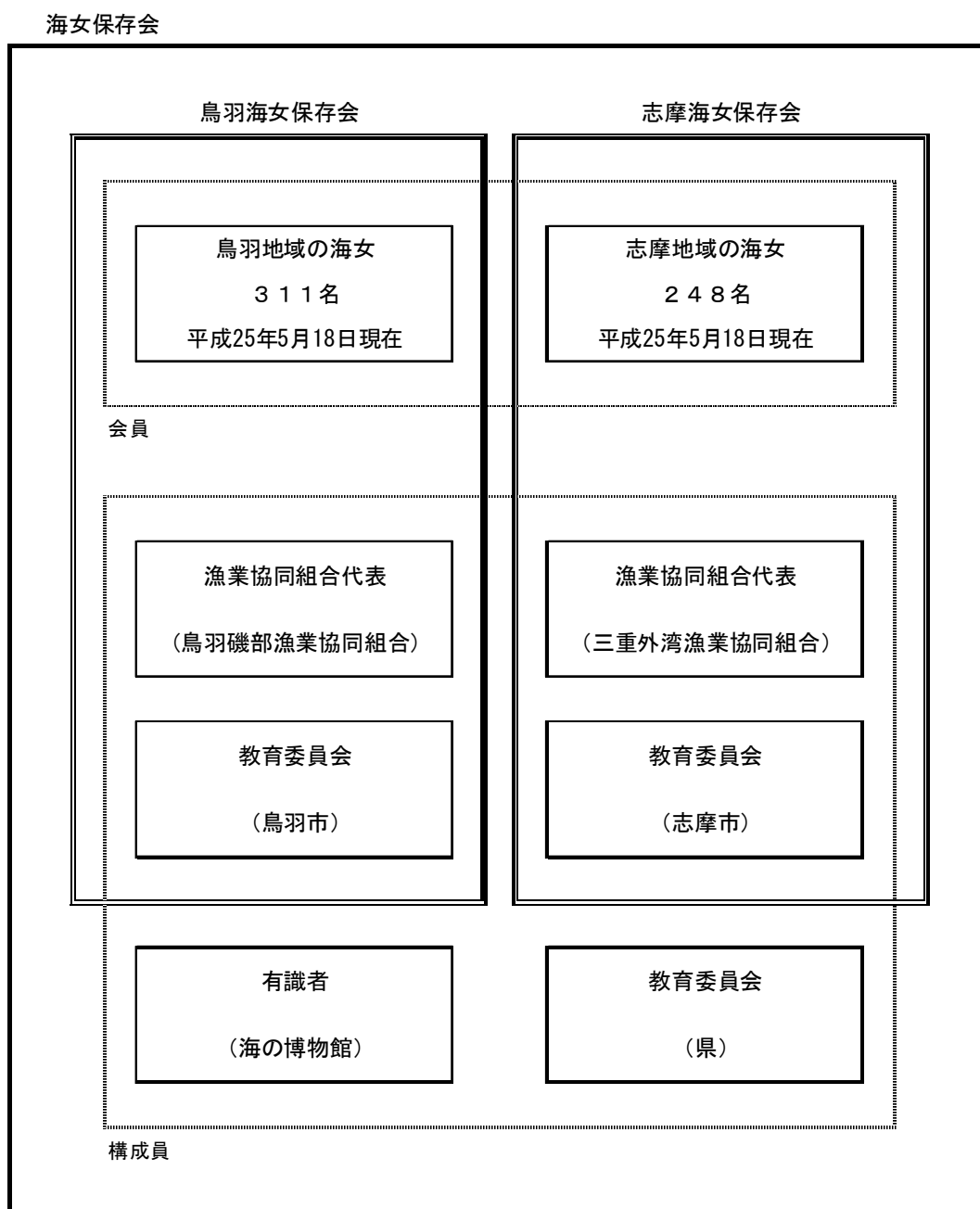
- ・県教育委員会では、海女文化の実態を把握するため、平成22年度から2ヶ年で海女習俗基礎調査を実施のうえ、調査報告書を刊行し、教育委員会ホームページにおいて公開しているところです。
- ・基礎調査の結果を踏まえ、平成24・25年度の2ヶ年で、海女漁の技術、使用道具等について、海女本人に対する聞き書き（ヒアリング）を中心とした詳細調査を実施し、文化財としての価値を明らかにしていきます。

（平成24年度海女習俗詳細調査の概要は別紙のとおり）

3 今後の対応

- ・平成25年度中の県文化財指定を目指して、三重県文化財保護審議会に諮るための条件を整えていきます。
- ・また、平成25年度末には詳細調査の調査報告書を刊行し、鳥羽・志摩地域の女性による素潜り漁（海女漁）の稀少性を広く発信していきます。
- ・さらに、ユネスコ無形文化遺産登録の前提条件となる国文化財指定に向けて、国との調整・協議を進めていきます。

【参考】海女保存会の組織イメージ



平成24年度海女習俗詳細調査の概要

1 調査について

平成22・23年度に実施しました海女習俗基礎調査に引き続き、平成24・25年度の2ヶ年の予定で、海女習俗詳細調査を鳥羽・志摩地域で実施しています。平成24年度は、素潜り漁(=海女漁)を実施している12地区で、海女本人にヒアリング(聞き書き)を実施し、調査票を作成しました。

調査対象地域は、鳥羽市6ヶ所(神島、菅島、答志、石鏡、相差、国崎)、志摩市6ヶ所(安乗、畔名、波切、志島、和具、御座)です。調査の内容は、潜水漁を始めた動機、海女小屋での過ごし方、海女の技術伝承、漁場、衣装、漁具等66項目を調査票に沿って聞き書きを行いました。

2 調査の成果について

(1) 海女漁を始めた動機

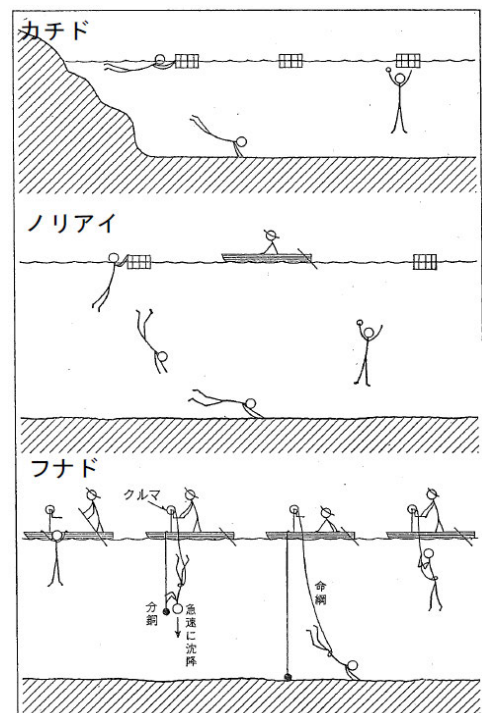
- ・ 海女となった理由は、結婚や育児の区切り等という場合がみられます。
- ・ 海女は、結婚前より結婚後の方が、生活への意識が強くなる傾向がみられます。
- ・ 海女の種別(カチド、ノリアイ、フナド)は、変わることがないようです。鳥羽市答志では、カチドが結婚後にフナドとなり、その後カチドに戻った例があります。

(2) 海女小屋での過ごし方

- ・ 漁に従事する時期には、海女小屋で過ごす時間が多くなります。
- ・ 海女小屋では、漁のことや世間話を話題としていることが多く、鳥羽市答志では、アワビの採り方やたくさんいる場所の情報交換をしています。

(3) 海女の技術伝承

- ・ 鳥羽市神島では、漁場について、親子や海女同士あるいは新しい海女に、



海女の種別
香原志勢『人類生物学入門』から

先輩の海女が教えています。また、鳥羽市答志では、母親から漁場、潮の流れ、道具の手入れについて、教えていることがあります。

- ・ 海に潜る技術は、「自然に覚えた」、「見よう見まねで」ということが多いようですが、子どもの頃から海に親しんでいたことで、無意識に伝承されたと考えられます。



志摩市御座のセーマン、ドーマンの木札

(4) 漁場

- ・ 漁場のことは、鳥羽市ではイソ、志摩市ではハマ、アジロと呼ばれることが多いようです。
- ・ 漁場の位置は、海上からみえる山、浜、岩場で確認し、風や潮の流れを見て、潜る場所を決定しています。
- ・ 海藻や岩の多少といった海底の地形の状況により、獲物の有無を判断しています。
- ・ 漁場の利用にあたっては、各地域の漁協の組合員であることが前提です。



志摩市波切の小さいアワビオコシとカギ付アワビオコシ

(5) 衣装

- ・ 白いイソギは、現在の漁ではほとんど着用していません。
- ・ 白いイソギは、現代的なイベントの場面や祭行事の時に着用されることがほとんどで、イソギという呼び方を知らない海女もいます。
- ・ 呪符^{じゅふ}であるドーマンやセーマンを、漁の時に使用しないことが、30、40代で多くみられます。志摩市大王町波切では、60、70代でも使用していない例があります。



鳥羽市答志のカギ付アワビオコシと小さいアワビオコシ

(6) 漁具

- ・ 漁具は、メガネ、ウェットスーツ、浮きと網袋、アワビオコシ、カギ付アワビオコシを使用することが多く、海女の種別や地域によっては、オモリやアシヒレを使用する場合があります。
- ・ 漁具は、獲物によって使い分けられており、例えば、アワビはアワビオコシやカギ付アワビオコシ、岩陰のアワビは小さいアワビオコシを使用しています。
- ・ 獲物を採る漁具の部分は、アワビはアワビオコシの平らな部分、ウニやサザエは、カギ付アワビオコシのカギの部分を使用することが多いです。
- ・ 漁具の使い方や形状は、以前と比較しても、変化はありません。志摩市大王町波切では、先輩海女から譲ってもらう例があり、漁具が受け継がれています。
- ・ 漁具の加工は、自分で研ぐ、アワビオコシの柄の部分に糸をまく、刃を使いやすいように曲げるといった工夫が、各自によりなされています。
- ・ アワビオコシやカギ付アワビオコシといった漁具の材質は、鉄製あるいはステンレス製です。
- ・ 漁具の形状や材質は、鳥羽市、志摩市での差はないようです。



志摩市御座のカギ付アワビオコシ



志摩市御座の海女が使用する道具類
(浮き、網袋、アワビオコシ等)

(7) 操業方法

- ・ アワビオコシやカギ付アワビオコシは、手で持ったり、腰あるいは浮きと網袋に差し込む等して、潜る場所までいきます。
- ・ 海に潜るにあたっては、頭から倒立の姿勢で潜り、獲物を採った後、海上の様子を確認しつつ、頭から浮き上がっていきます。
- ・ 呼吸については、数回深呼吸をして海中に入り、潜る途中では、若干息を

吐いていきます。

- ・ 海上に出て息を吐き出す時は、少しずつ吐いていきます。また、大きな声を出すこともあるようです。

(8) 海況等の予測

- ・ 海況等の予測は、漁場の波の変化、風の変化、雲行きから判断しています。また、朝の天気予報も重要な情報源で、参考にすることが多いようです。
- ・ 漁に適する海況は、波や風がなく、潮の流れがなく、潮がよく引いて、透明度が高い場合です。
- ・ 海が濁っている時には、漁に出ないことが多いようです。

(9) 潜水漁の予兆

- ・ 大漁または不漁の前触れとなる現象等については、調査を実施したほとんどの地域で、意識されていないようです。
- ・ 鳥羽市域では、出漁時に「行ってこうかい」といった、行って帰ってくる表現の言葉の使用や、出漁時の船への乗降はトリカジ（船の左側）から行うといった習慣が残っているようです。
- ・ 以前は、ゴサイ（漁の休止日）、盆、正月、祭行事の日は、漁に出ていませんでしたが、祭行事がなくなったことで、漁に出てはいけない期間が、少なくなってきました。



鳥羽市神島の海女の乗船状況

(10) 海女の信仰と儀礼

- ・ 信仰については、青峯山（鳥羽市松尾町）や地元の神社、地蔵に参拝することが多くみられます。
- ・ 鳥羽市答志では、神棚に、エビス貝の殻（アワビの貝殻）に飯を盛って供えることや、祭行事の時に洗米をまいたりします。また、海に潜る前に洗米をまき、海水をなめて、身体に海水をかけてから潜ります。



鳥羽市神島の『うら様』の実施状況

- ・ 志摩市阿児町志島では、「つつい」「ついやしゃ」と唱えながら、海、海女小屋、神棚、稲荷に、米や酒を供えるという例があります。
- ・ 日常習慣は、鳥羽市域で多くみられ、70代以上の海女に残っていることが多く、世代により差があるようです。



志摩市和具の『潮かけ祭』

3 まとめにかえて

平成24年度の調査の結果、判明したことは以下のとおりです。

- ・ 鳥羽・志摩地域では、女性による素潜り漁（伝統的な漁法）を継続している歴史があること。
- ・ 海に潜って、漁をする場所の見極めを体得していること。
- ・ 漁にあたって、日常習慣等が継承されていること。
- ・ 世代間（70代以上とそれより以下）、地域間により、漁の技術、日常習慣等の内容に差があること。

また、鳥羽・志摩地域で、女性が素潜り漁を今日まで継続できた理由、日本各地の海女と鳥羽・志摩地域の海女の違い、海士（男性）の位置づけ、海女と地域社会の関係、伊勢神宮との関係を、今後の調査により明らかにすることが必要となりました。平成25年度も引き続き調査を行っていきます。

海女習俗詳細調査調査票

調査日	平成 年 月 日 ()	調査地		調査者	
情報提供者		生年月日		出身地	
経歴					
潜水漁を始めた動機	1	海女になったのは、いつ、どのような理由からですか。			
	2	海女となってから、生活上の変化はありましたか。			
	3	未婚の時と既婚の時とで、漁獲等で意識の違いはありますか。			
	4	海女にならなかった場合、どんな生活を送ったと思いますか。			
	5	現在の種別は何ですか。			
	6	これまで、どのような種別を経験しましたか。			
	7	海女を止める時は、どのような理由からですか。あるいは、海女を止めようと思う時期はいつですか。それは、何故ですか。			
海女小屋での過ごし方	8	海女漁があるときの年間の生活サイクルや、漁がないときはどう過ごされていますか。			
	9	海女漁があるときの1日の生活サイクルや、漁がないときはどう過ごされていますか。			
	10	海女小屋では、どのような話をしますか。			
	11	海女小屋がない場合は、どのように過ごされていますか。			
	12	暖のとり方は、焚き火かストーブを使用しますか。また、それ以外のものですか。			
	13	海女小屋で、暖をとるための昔ながらのハンテン（ヨ一ノ）は、使っていますか。使っているのであれば、材質は何ですか。いつから使っていますか。また、ハンテンは使っていないが、現在のものに变化していることはありますか。			
海女の技術伝承	14	海女から海女への伝承や親子の間の伝承はありますか。			
	15	海女小屋で、潜り方や採り方等の伝承をしていますか。			
	16	道具の作り方や使い方等について、伝承はありますか。			
	17	毎日の漁獲量を記録していますか。			
	18	海女頭のことを何と呼びますか。			
漁場	19	海女仲間から評価されるのは、どのようなことでしょうか。			
	20	潜水漁を行う漁場を一般に何といいますか。			
	21	現在、よく漁を行う漁場（アジロ）は何といいますか。			
	22	海上で、漁場をどのようにして確認していますか。			
	23	潜水漁を行う海底地形にはどのような特徴がありますか。地形や目印となる部分などには、どのような名称がつけられていますか。			
	24	アワビやサザエ等が生息する場所に、特定の名はありますか。			
	25	どのような魚介類が、どのような場所で、どんな時期にとれますか。それはどのようにして知りましたか。			
	26	現在まで主要な漁獲対象はどのように変わってきましたか。その都度どのような漁場を利用してきましたか。			
	27	漁場利用には、どのような権利がありますか。それは一時的なものですか、永続的なものですか。譲渡される場合もありますか。			
	28	他の漁場に入るには、どのような手続きや取り決めがありますか。			
	29	海藻類の採取に関する慣行がありますか（採取法、採取権、採取期間と口明けの時期、磯の管理規定など）。			
	30	漁場の口明けの時期は、どのようにして決められていますか。			
	31	アワビの単価（/kg）はいくらですか。			
	32	ノリアイの船代はいくらですか。			

衣装	33	昔の白いイソギは持っていますか。着用する機会はどのような時ですか。	
	34	昔の白いイソギは、いつ、どのような理由から着るようになりましたか。	
	35	昔の白いイソギの形は、変わってきていますか。それは、いつ変わったのですか。	
	36	昔の白いイソギ以外のもので、現在、イソギといっているものはありますか。どのようなもので、どんな色のものですか。	
	37	ウェットスーツを使うようになった時期は、いつごろですか。ウェットスーツは何色を使っていますか。また、ウェットスーツを使っているうちに、色を変えたことがありますか。それは、何故ですか。	
	38	ウェットスーツを利用するようになって、作業時間帯にどのような変化がありましたか。	
	39	呪符（ドーマン、セーマン）の扱いは、どのように変化しましたか。	
漁具	40	潜水漁にはどのような漁具を、どのくらい用いますか。	
	41	漁獲物により、漁具の使い分けがありますか。また、その理由はあるのですか。	
	42	漁具のどの部分を使って、漁獲物を採集しますか。（アワビ、サザエ、海草等）	
	43	各道具の素材は、どのようなものですか。	
	44	道具の入手方法は、昔と変わりましたか。また、どのように入手していますか。	
	45	道具を、自分あるいは注文して製作していますか。製作している場合、どのように作っていますか。	
	46	道具の使い方は、変化しましたか。	
	47	道具へどのような加工を施していますか、また、加工は自分で行っていますか、注文していますか。	
48	道具にどのような手入れを施していますか、また、手入れは自分で行っていますか、注文していますか。		
作業方法	49	漁をする時に、道具はどのように持っていますか。	
	50	潜る時の姿勢はどのような形ですか。また、海上に上がったときの姿勢はどのような形ですか。	
	51	潜りに入る前の呼吸の整え方は、どうしていますか。また、海上に上がってきた時の呼吸はどうですか。	
	52	緊急時に、水中での対処法はありますか。	
	53	緊急時に、船上での対処法はありますか。	
海況等の予測	54	天候の急変を予測するのは、どのような方法ですか。	
	55	海上を吹く風には、どのようなものがありますか。また、どのような名で呼ばれていますか。	
	56	潜水漁に適する海況はどのようなものですか。	
	57	水がにごっている時は、どのように対処されますか。	
潜水漁の予兆	58	大漁または不漁の前ぶれとして、現われる魚などがありますか。	
	59	出漁時や海にいる時に、使ってはいけない言葉や嫌われる行為がありますか。	
	60	捕獲を避けたり、していけない（忌む）漁獲物がありますか。また、それはどうしてですか。	
	61	漁に出てはいけない時期はありますか。（含む、生理）	
海女の信仰	62	カミやホトケ等へのお参りや願掛けをする場合がありますか。もし、あるとすればどのような機会ですか。	
	63	海女が1日の中で、または、1年で習慣的に行っている儀礼がありますか。（漁業層との関連で）。	
	64	伊勢神宮（内宮・外宮）や伊雑宮へ奉納するために、特別に漁を行いますか。また、その時の漁獲物はどのようなものですか。	
	65	祭り・行事のためだけに開放される漁場はありますか。	
	66	地域の祭り・行事の時に、奉納するための特別の漁を行いますか。	

6 審議会等の審議状況について（平成25年2月27日～平成25年6月3日）

1 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	平成25年5月21日
3 委員	会長 藤田 達生 副会長 犬飼 祐三 委員 中原 博 他17名（出席者16名）
4 諮問事項	教科書採択の改善に係る指導事項について
5 調査審議結果	教科書採択の改善に係る指導事項について、市町教育委員会等に対して指導、助言又は援助するための資料として、以下の（1）～（3）について審議を行いました。 （1）調査研究の充実に向けた条件整備 （2）採択手続きの改善 （3）採択の公正確保の取組
6 備考	・会長から答申文を県教育委員会に提出することが承認され、平成25年5月28日に答申されました。

2 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成25年3月15日
3 委員	会長 菅原 洋一 副会長 高倉 一紀 委員 林 良彦 他15名 (出席者12名)
4 諮問事項	平成24年度三重県指定文化財の指定等に関する 審議および答申
5 調査審議結果	市町から推薦のあった県指定候補文化財8件の調査 結果の報告並びに審議があり、8件すべてについて、県 指定文化財に指定するよう答申しました。
6 備考	・次回開催日：平成25年7月1日 (平成25年度県指定文化財候補の諮問)